明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一八）　二

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一一九）　二

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は愛知県へ行幸啓になる件（**宮内庁**六）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（**法務**三五〇）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三五一）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一一）　四

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の署名に関する件（**同**二一二）　四

○国際海事機関条約のパラオ共和国及びザンビア共和国による受諾に関する件（**同**二一三）　五

○貝類養殖技術研究センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一四）　五

○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一五）　五

○第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一六）　五

○国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一七）　五

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**三〇三）　六

○国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部を改正する件（**同**三〇四）　六

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一六四六、一六四七）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**一六四八～一六六二）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六六三～一六六七）　七

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**経済産業**一三八）　八

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八一一、八一二）　八

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（**海上保安庁**四八）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第三項に規定する廃棄物処理センターの住所及び事務所の所在地を変更した件（**環境**九四）　九

○道路に関する件（**東北地方整備局**一一八）　九

○指定確認検査機関の指定の区分を変更した件（**同**一一九）　一〇

○浄化槽の型式を認定した件（**近畿地方整備局**一一〇）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

監査法人処分、財団、公示送達、基本測量関係事項関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一三

特殊法人等

厚生年金基金分割関係　二七

会社その他

会社決算公告　三〇